

スノーボード競技会公認規程

- 第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、スノーボード競技会の公認手続きに関することを定める。
- 第2条 公認競技会の開催は、本連盟又は加盟団体の主催によるものでなければならない。
- 第3条 公認競技会の開催の公認を申請するときは、加盟団体単独の主催の場合は、直接行うものとし、所属団体が加盟団体と共催で開催する場合は、必ず加盟団体を通じて行わなければならない。ただし、FISレースについては別に定める。
- 第4条 公認競技は、種目別又はそれらの総合種目について開催できるものとする。
- 第5条 公認競技会の公認申請は、毎年9月末日までに所定の書式を整えて手続きしなければならない。
- 2 未公認施設・コースを使用する場合は、同時に同競技会関係施設の公認申請の手続きも行うものとする。
- 第6条 公認競技会は、本連盟によって公認された施設・コースでなければ開催することができない。
- (HP・SS・BA・RE・SBX・BSLについてはコース公認が必要ない)
- 第7条 公認競技会には、本連盟から少なくとも、次の各号に掲げる競技役員を任命又は派遣することを原則とする。ただし、これらに必要な経費は、主管団体の負担とする。
- (1) 技術代表 1名
 - (2) 競技委員長 1名
 - (3) 主審（ヘッドジャッジ） 1名
- 第8条 競技会の公認は、本連盟公認委員会において審査し、理事会の承認を受ける。
- 2 公認競技会の承認決定後に、追加又は変更する場合は、次の各号に掲げる公認料を納入しなければならない。
- (1) 当該年度の公認競技会の承認決定後に追加公認競技会として承認された場合は、追加公認料は、第9条に定める公認料の2倍の額とする。
 - (2) 当該年度の公認競技会の最終承認決定後に日程又は競技種目の変更が承認された場合は、変更公認料は、第9条に定める公認料の二分の一の額を追加納入する。
- 3 積雪不足、その他のアクシデントにより前項の大会要項どおり、大会が実施できないと当該組織委員会において判断した場合は、スノーボード委員会に速やかに報告し、中止又は変更の措置の指示を受けるものとする。
- 第9条 公認料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。
- 2 公認料は、公認を受けてから30日以内に納入し、一旦納入した公認料は返却しない。
- 第10条 公認競技会又はこれに準ずる競技会に参加する選手は、当該年度の会員登録済みの者で、スポーツ傷害保険又はこれに準ずる保険に加入しなければならない。
- 第11条 公認競技会の成績は、本連盟強化指定選手の選考及びナショナルチームの編成並びに国際競技会参加選手の選考の資料の対象とする。

第12条 公認競技会の公式成績表及び必要な書類（電子データ及びPDFファイル）は、本連盟データバンクへ送信（アップロード）するものとする。

第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成 27 年 12 月 15 日 改正

令和 7 年 6 月 27 日 改正

令和 8 年 7 月 3 日 改正